

別表第1 (第2条関係)

【ニセコ町総合体育館部分を抜粋】

公の施設の名称と区分	部屋の名称	利用の区分	1時間当り基本使用料		
			日中 9時～17時	夜間 17時～22時	
ニセコ町 総合体育館	専用利用	アリーナ	全面利用の場合	5,250円	6,300円
			半面利用の場合	2,620円	3,150円
		格技室	全面利用の場合	1,830円	2,100円
			半面利用の場合	780円	1,050円
	多目的室		780円	1,050円	
	個人利用	アリーナ他 町外者 1人1回		100円	

備考

- 1 11月から翌年3月までの夜間は、21時までとする。なお、日中、夜間にまたがる場合は、それぞれの時間数に応じて使用料を徴収する。
- 2 利用時間には、準備及び跡片付けの時間を含むものとする。
- 3 暖房の伴う場合の使用料は、使用料の130パーセントの額（10円未満の端数は切り捨て）を徴収する。
- 4 商業活動のため利用する場合の使用料は、使用料の200パーセントの額を徴収する。
- 5 次の場合は使用料を徴収しない。
 - (1) 町が利用する場合
 - (2) 町内の学校が利用する場合
 - (3) 町内の社会教育関係団体が利用する場合
- 6 半面利用とは、2分の1以下を利用する場合をいう。
- 7 個人利用で町外者とはニセコ町内に住居を有していない者をいう。
- 8 個人利用の町外者で小学生以下の利用者については使用料を徴収しない。
- 9 町外者が専用使用料を支払って利用する場合は、個人使用町外者使用料を徴収しない。
- 10 使用料の徴収が前各項により難しい場合は、別に教育委員会規則で定める。